

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書

**【提出先】** 関東財務局長 殿

**【提出日】** 2022年1月14日提出

**【発行者名】** ワイエムアセットマネジメント株式会社

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 廣中 享二

**【本店の所在の場所】** 山口県下関市竹崎町四丁目2番36号

**【事務連絡者氏名】** 原田 知幸  
連絡場所（本店）山口県下関市竹崎町四丁目2番36号

**【電話番号】** 083-223-5114

**【届出の対象とした募集  
内国投資信託受益証券に  
係るファンドの名称】** YMアセット・優良米国株ファンド  
愛称：トリプル維新（プレミア合衆国）

**【届出の対象とした募集  
内国投資信託受益証券の  
金額】** 10兆円を上限とします。

**【縦覧に供する場所】** 該当ありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年7月14日付で提出した有価証券届出書（以下「原有価証券届出書」）の記載事項を、有価証券報告書等の提出に伴い新たな内容に改めるため、本訂正届出書を提出致します。

## 2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部\_\_は訂正部分を示し、<更新後>の記載事項は原有価証券届出書の更新後の内容を示します。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (3)【ファンドの仕組み】

<更新後>

受益者	お申込者	
	収益分配金（注）、償還金など お申込金（3）	
お取扱窓口	販売会社	<p>受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（1）に基づき、次の業務を行ないます。</p> <p>受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など</p>
1	収益分配金、償還金など お申込金（3）	
委託会社	ワイエムアセット マネジメント 株式会社	<p>当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（2）の委託者であり、次の業務を行ないます。</p> <p>受益権の募集・発行 信託財産の運用指図 信託財産の計算 運用報告書の作成 など</p>
運用指図	2	損益 信託金（3）
受託会社	三菱UFJ信託銀行 株式会社 再信託受託会社： 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	<p>信託契約（2）の受託者であり、次の業務を行ないません。なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。</p> <p>委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 信託財産の計算 など</p>
	損益 投資	
投資対象	投資信託証券 など	

<略>

<委託会社の概況（2021年10月末日現在）>

・資本金の額 2億円

・沿革

2016年 1月 4日 ワイエムアセットマネジメント株式会社設立

2016年 4月14日 投資運用業の登録（登録番号：中国財務局長（金商）第44号）

2017年 8月31日 資本金1億円から2億円へ増資

## ・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社山口フィナンシャルグループ	山口県下関市竹崎町四丁目2番36号	6,300株	90%
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	700株	10%

## 2【投資方針】

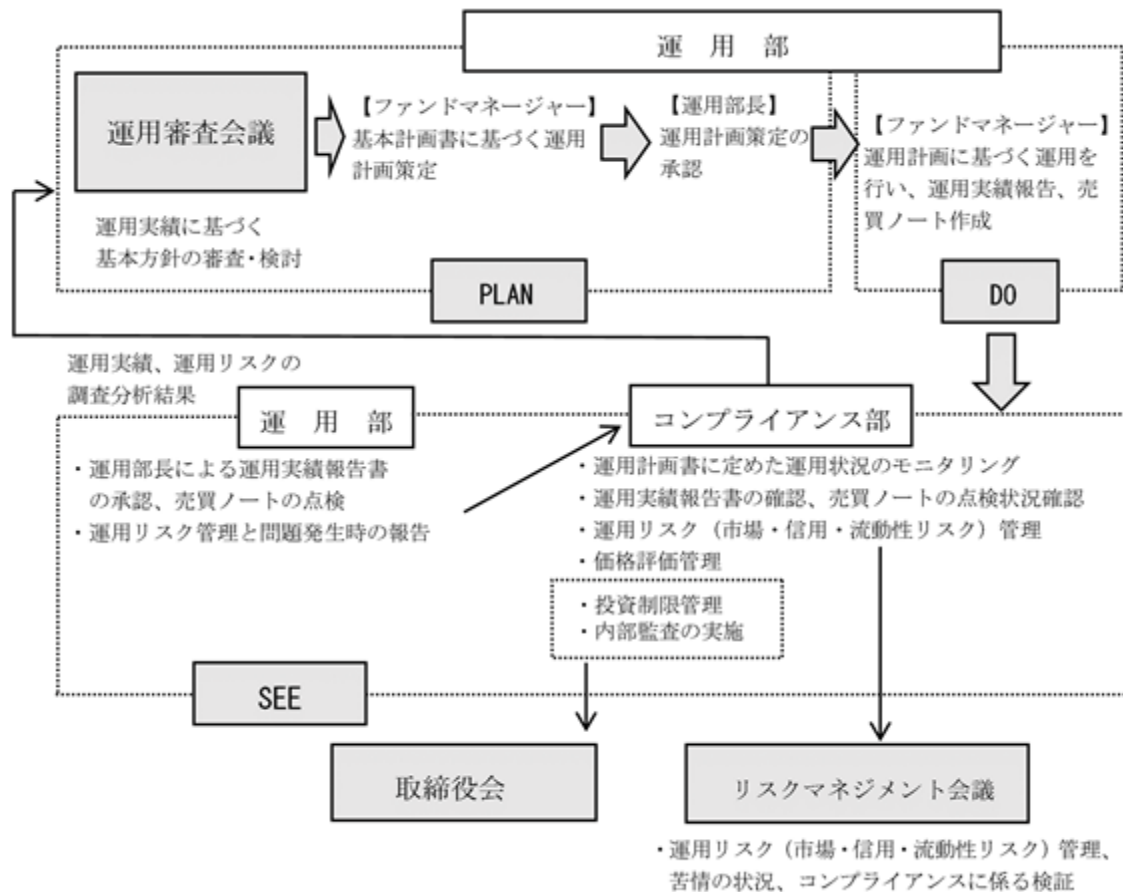
### (3)【運用体制】

<更新後>

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。

委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織およびその権限と責任を明示するとともに、運用を行なうに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行なうことを目的とした運用等に係る業務規則を定めています。



<受託会社に対する管理体制>

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

上記の運用体制は2021年10月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

### (5)【投資制限】

<更新後>

<略>

<参考> 組入投資信託証券の概要

本項は、当ファンドが投資を行なう投資信託証券の投資態度、信託報酬、関係法人等について、2022年1月14日（提出日）現在で委託会社が知り得る情報をもとに記載したものであり、記載内容が変更となる場合があります。

なお、下記の点については、各投資信託証券に共通となっています。

ファンドの関係法人のうち販売会社：三菱UFJ信託銀行株式会社

## 1.次世代米国代表株ファンド（FOFs用）（適格機関投資家限定）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	この投資信託は、主として値上がり益の獲得をめざして運用を行います。
主要投資対象	次世代米国代表株マザーファンド（以下マザーファンドといいます。）の受益証券
投資態度	<p>マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国において取引されている次世代の米国経済の主役となり得ると委託者が判断した企業の株式に投資を行います。</p> <p>マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。</p> <p>実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。</p>
マザーファンドの投資態度	<p>主として米国において取引されている次世代の米国経済の主役となり得ると委託者が判断した企業の株式に投資を行い、信託財産の成長をめざします。</p> <p>株式への投資にあたっては、今後の経済環境、社会構造に関する見通しを基に、変化に対応し成長が見込まれる投資銘柄を厳選し、30銘柄程度に投資を行います。</p> <p>株式の組入比率は原則として高位を保ちます。</p> <p>組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>株式への実質投資割合に制限を設けません。</p> <p>新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。</p> <p>有価証券先物取引等は価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。</p> <p>スワップ取引は価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。</p> <p>外国為替予約取引は為替変動リスクを回避するため行うことができます。</p>
収益の分配	<p>毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。</p> <p>分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。</p> <p>収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。</p> <p>収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。</p>
信託期間	2017年4月20日から2028年3月7日

決 算 日	3,6,9,12月の各7日(休業日の場合翌営業日)
管 理 報 酬 等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.5775%(税抜0.525%)を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
フ ァ ン ド の 関 係 法 人	委託会社：三菱UFJ国際投信株式会社 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマーク に つ い て	該当事項はありません。

< 略 >

### 3【投資リスク】

<更新後>

<略>

#### (4) リスク管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

運用部門から独立したコンプライアンス部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当します。

コンプライアンス部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を検証・評価し、監査結果等を取締役に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行ないます。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。



## 参考情報

●下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また、左のグラフはファンドの過去5年間に於ける年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

### YMアセット・優良米国株ファンド



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

### 各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)  
 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)  
 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)  
 日本国債：NOMURA-BPI国債  
 先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)  
 新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット グローバル・ディバーシファイド(円ベース)  
 (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しております。

### 各資産クラスの騰落率について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。  
 MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。  
 NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。  
 FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。  
 JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット グローバル・ディバーシファイド(円ベース)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

## 4【手数料等及び税金】

## (3)【信託報酬等】

&lt;更新後&gt;

&lt;略&gt;

当ファンドの信託報酬等のほかに、当ファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた実質的な信託報酬（年率）の概算値は以下のとおりです。

ただし、この値はあくまで目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬（年率）は変動します。

組入ファンドの信託報酬を加えた実質的な信託報酬（税込、年率）の概算値

（2022年1月14日（提出日）時点）

ファンド名	実質的な信託報酬率（税込）の概算値
YMアセット・優良米国株ファンド	年率1.54%程度

（注）各組入投資信託証券の信託報酬等について、くわしくは、前掲の「<参考>組入投資信託証券の概要」をご参照下さい。なお、信託報酬等は2022年1月14日現在のものであり、今後変更となる場合もあります。

## (5)【課税上の取扱い】

&lt;更新後&gt;

&lt;略&gt;

( ) 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

( ) 上記は、2021年10月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

&lt;略&gt;

## 5【運用状況】

原有価証券届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」を次の内容に訂正・更新します。

<更新後>

## (1)【投資状況】

(2021年10月末日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	7,463,739,150	99.01
内 日本	7,463,739,150	99.01
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	74,397,756	0.99
純資産総額	7,538,136,906	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

(2021年10月末日現在)

	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量 (株)	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 時価金額 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/ 日)	投資 比率
1	次世代米国代表株ファンド (FOFs用)(適格機関 投資家限定)	日本・円 日本	投資信託 受益証券 -	4,069,152,383	1.8244 7,424,113,099	1.8342 7,463,639,300	- -	99.01%
2	マネーブルファンド(F OFs用)(適格機関投資 家限定)	日本・円 日本	投資信託 受益証券 -	99,691	1.0015 99,850	1.0016 99,850	- -	0.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## 種類別および業種別投資比率

(2021年10月末日現在)

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券	国内	投資信託受益証券	99.01
	小計		99.01
合計(対純資産総額比)			99.01

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

2021年10月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (2017年4月21日)	657,220,506	-	1.0000	-
第1特定期間末 (2017年10月20日)	1,789,784,013	1,848,128,554	1.0737	1.1086
第2特定期間末 (2018年4月20日)	3,442,404,750	3,540,342,429	1.0545	1.0844
第3特定期間末 (2018年10月22日)	3,305,148,234	3,399,643,255	1.0493	1.0793
第4特定期間末 (2019年4月22日)	3,069,855,341	3,158,353,717	1.0406	1.0706
第5特定期間末 (2019年10月21日)	2,913,837,937	2,916,665,819	1.0304	1.0313
第6特定期間末 (2020年4月20日)	2,542,793,416	2,545,689,612	0.8780	0.8789
第7特定期間末 (2020年10月20日)	3,662,820,607	3,767,602,570	1.0487	1.0786
第8特定期間末 (2021年4月20日)	5,532,970,071	5,760,348,569	1.2167	1.2666
第9特定期間末 (2021年10月20日)	7,339,046,772	7,636,242,592	1.2347	1.2847
2020年10月末日	3,537,397,759	-	0.9746	-
11月末日	4,163,572,269	-	1.0879	-
12月末日	4,362,970,174	-	1.1237	-
2021年1月末日	4,416,573,491	-	1.0758	-
2月末日	4,995,950,512	-	1.1740	-
3月末日	5,514,075,889	-	1.2310	-
4月末日	5,688,271,645	-	1.2200	-
5月末日	6,079,081,760	-	1.2292	-
6月末日	6,700,878,237	-	1.2645	-
7月末日	6,818,407,174	-	1.2215	-
8月末日	7,081,549,488	-	1.2432	-
9月末日	7,252,036,240	-	1.2197	-
10月末日	7,538,136,906	-	1.2411	-

## 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0650
第2特定期間	0.0700
第3特定期間	0.0650
第4特定期間	0.0310
第5特定期間	0.0020
第6特定期間	0.0360
第7特定期間	0.0310
第8特定期間	0.0850
第9特定期間	0.1000

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1特定期間	13.9
第2特定期間	4.7
第3特定期間	5.7
第4特定期間	2.1
第5特定期間	0.8
第6特定期間	11.3
第7特定期間	23.0
第8特定期間	24.1
第9特定期間	9.7

## (4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1特定期間	2,161,230,680	494,243,780	1,666,986,900
第2特定期間	2,086,693,407	489,091,004	3,264,589,303
第3特定期間	1,317,414,082	1,432,169,321	3,149,834,064
第4特定期間	386,339,691	586,227,865	2,949,945,890
第5特定期間	345,678,950	467,742,309	2,827,882,531
第6特定期間	306,630,431	238,316,062	2,896,196,900
第7特定期間	846,284,066	249,748,853	3,492,732,113
第8特定期間	1,650,467,883	595,630,032	4,547,569,964
第9特定期間	2,029,326,855	632,980,416	5,943,916,403

(注) 第1特定期間の設定数量には当初設定数量を含んでおります。

## (参考情報) 運用実績

## ●YMアセット・優良米国株ファンド

2021年10月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

## ■ 基準価額・純資産の推移

基準価額	12,411円
純資産総額	75億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	+5.9%
3カ月間	+5.7%
6カ月間	+10.2%
1年間	+48.3%
3年間	+58.9%
5年間	—
設定来	+90.4%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。



※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。  
※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

## ■ 分配の推移(1万口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額:1,850円 設定来分配金合計額:4,850円

決算期	第9期 19年7月	第10期 19年10月	第11期 20年1月	第12期 20年4月	第13期 20年7月	第14期 20年10月	第15期 21年1月	第16期 21年4月	第17期 21年7月	第18期 21年10月
分配金	10円	10円	350円	10円	10円	300円	350円	500円	500円	500円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

## ■ 主要な資産の状況

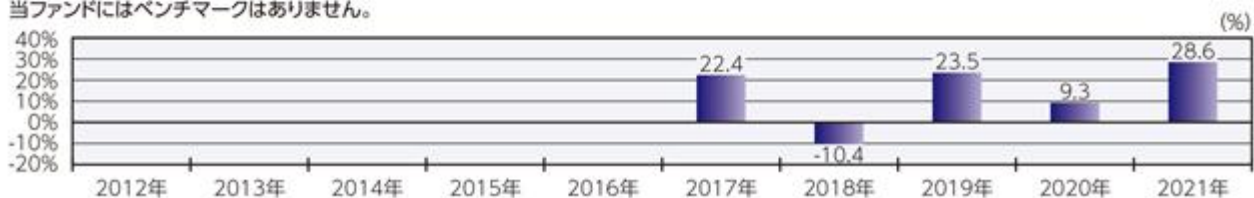
※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
三菱UFJ国際投信	次世代米国代表株ファンド	99.0%
三菱UFJ国際投信	マネープールファンド	0.001%
合計		99.0%

※ファンド名は「(FOFs用)」および「(適格機関投資家限定)」を省略しています。

## ■ 年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。  
※2017年は設定日(4月21日)から年末、2021年は10月29日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

### 第3【ファンドの経理状況】

原有価証券届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」を次の内容に訂正・更新します。

<更新後>

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2021年4月21日から2021年10月20日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## YMアセット・優良米国株ファンド

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前 期 (2021年4月20日現在)	当 期 (2021年10月20日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	91,601,724	127,039,562
投資信託受益証券	5,479,209,833	7,265,187,923
未収入金	205,000,000	294,000,000
流動資産合計	5,775,811,557	7,686,227,485
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	227,378,498	297,195,820
未払解約金	3,276,597	32,717,287
未払受託者報酬	344,219	487,763
未払委託者報酬	11,704,513	16,584,777
その他未払費用	137,659	195,066
流動負債合計	242,841,486	347,180,713
負債合計	242,841,486	347,180,713
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1 4,547,569,964	1 5,943,916,403
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	985,400,107	1,395,130,369
(分配準備積立金)	707,513,369	718,651,505
元本等合計	5,532,970,071	7,339,046,772
純資産合計	5,532,970,071	7,339,046,772
負債純資産合計	5,775,811,557	7,686,227,485



## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前 期 (自 2020年10月21日 至 2021年4月20日)	当 期 (自 2021年4月21日 至 2021年10月20日)
<b>営業収益</b>		
受取配当金	77,083,270	80,085,194
有価証券売買等損益	1,000,092,952	610,978,090
その他収益	-	491,693
<b>営業収益合計</b>	<b>1,077,176,222</b>	<b>691,554,977</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	18,142	25,514
受託者報酬	629,310	910,612
委託者報酬	21,398,634	30,962,598
その他費用	251,663	364,170
<b>営業費用合計</b>	<b>22,297,749</b>	<b>32,262,894</b>
営業利益又は営業損失( )	1,054,878,473	659,292,083
経常利益又は経常損失( )	1,054,878,473	659,292,083
当期純利益又は当期純損失( )	1,054,878,473	659,292,083
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	39,914,687	8,576,277
期首剰余金又は期首欠損金( )	170,088,494	985,400,107
剰余金増加額又は欠損金減少額	212,742,124	459,558,192
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	212,742,124	459,558,192
剰余金減少額又は欠損金増加額	44,686,100	133,109,733
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	44,686,100	133,109,733
分配金	1 367,708,197	1 567,434,003
期末剰余金又は期末欠損金( )	985,400,107	1,395,130,369

## (3) 【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当期
	(自 2021年4月21日 至 2021年10月20日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券  移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。

## (貸借対照表に関する注記)

区 分	前期	当期
	(2021年4月20日現在)	(2021年10月20日現在)
1. 1 期首元本額	3,492,732,113円	4,547,569,964円
期中追加設定元本額	1,650,467,883円	2,029,326,855円
期中一部解約元本額	595,630,032円	632,980,416円
2. 特定期間末日における受益権の総数	4,547,569,964口	5,943,916,403口

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

区 分	前期 （自 2020年10月21日 至 2021年4月20日）	当期 （自 2021年4月21日 至 2021年10月20日）
1 . 1 分配金の計算過程	<p>（自2020年10月21日 至2021年1月20日）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（30,188,592円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（273,172,292円）、投資信託約款に規定される収益調整金（212,754,913円）及び分配準備積立金（76,266,699円）より分配対象額は592,382,496円（1口当たり0.147748円）であり、うち140,329,699円（1口当たり0.035000円）を分配金額としております。</p> <p>（自2021年1月21日 至2021年4月20日）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（43,038,727円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（668,564,175円）、投資信託約款に規定される収益調整金（292,649,379円）及び分配準備積立金（223,288,965円）より分配対象額は1,227,541,246円（1口当たり0.269933円）であり、うち227,378,498円（1口当たり0.050000円）を分配金額としております。</p>	<p>（自2021年4月21日 至2021年7月20日）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（37,499,305円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（166,224,152円）、投資信託約款に規定される収益調整金（508,676,697円）及び分配準備積立金（682,407,921円）より分配対象額は1,394,808,075円（1口当たり0.258070円）であり、うち270,238,183円（1口当たり0.050000円）を分配金額としております。</p> <p>（自2021年7月21日 至2021年10月20日）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（37,738,396円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（409,253,953円）、投資信託約款に規定される収益調整金（676,478,864円）及び分配準備積立金（568,854,976円）より分配対象額は1,692,326,189円（1口当たり0.284716円）であり、うち297,195,820円（1口当たり0.050000円）を分配金額としております。</p>

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

区 分	前期 (自 2020年10月21日 至 2021年4月20日)	当期 (自 2021年4月21日 至 2021年10月20日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	前期 (2021年4月20日現在)	当期 (2021年10月20日現在)
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	金融商品は全て時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	前期 (2021年4月20日現在)	当期 (2021年10月20日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	669,921,133	414,560,253
合計	669,921,133	414,560,253

## (デリバティブ取引に関する注記)

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前期 (2021年4月20日現在)	当期 (2021年10月20日現在)
該当事項はありません。	同左

## (関連当事者との取引に関する注記)

前期 (自 2020年10月21日 至 2021年4月20日)	当期 (自 2021年4月21日 至 2021年10月20日)
該当事項はありません。	同左

## （1口当たり情報）

	前期 (2021年4月20日現在)	当期 (2021年10月20日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2167円 (12,167円)	1.2347円 (12,347円)

## （4）【附属明細表】

## 有価証券明細表

## イ．株式

該当事項はありません。

## ロ．株式以外の有価証券

種類	銘柄名	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	マネーパールファンド(FOFS用)(適格機関投資家限定)	99,691	99,850	
	次世代米国代表株ファンド(FOFS用)(適格機関投資家限定)	3,983,052,672	7,265,088,073	
投資信託受益証券 合計			7,265,187,923	
合計			7,265,187,923	

投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

## 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

(2021年10月末日現在)

資産総額	7,551,615,234円
負債総額	13,478,328円
純資産総額( - )	7,538,136,906円
発行済数量	6,073,668,665口
1単位当たり純資産額( / )	1.2411円

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

<更新後>

##### a. 資本金の額

2021年10月末日現在

資本金の額 2億円

発行可能株式総数 12,000株

発行済株式総数 7,000株

過去5年間における資本金の額の増減

2017年8月 資本金2億円に増資

<略>



## 2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。

2021年10月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	6	31,375,363,267
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	0	0
合計	6	31,375,363,267

### 3【委託会社等の経理状況】

原有価証券届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」を次の内容に訂正・更新します。

<更新後>

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。  
また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
- (2) 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期事業年度に係る中間会計期間(2021年4月1日から2021年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により中間監査を受けております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	153,817	150,067
前払費用	1,461	1,499
未収委託者報酬	52,059	63,822
未収収益	0	0
未収入金	-	109
未収還付法人税等	-	418
流動資産合計	207,339	215,918
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	0	0
工具器具備品	0	0
有形固定資産合計	1	0
無形固定資産		
ソフトウェア	0	-
無形固定資産合計	0	-
投資その他の資産		
敷金	7,490	7,490
投資その他の資産合計	7,490	7,490
固定資産合計	7,490	7,490
資産の部合計	214,829	223,409

（単位：千円）

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
預り金	478	487
未払金	23,740	29,528
未払代行手数料	22,549	28,615
その他未払金	1,190	913
未払費用	11,929	9,388
未払法人税等	1,863	2,113
未払消費税等	734	3,936
流動負債合計	38,747	45,454
負債の部合計	38,747	45,454
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	200,000	200,000
資本剰余金		
資本準備金	150,000	150,000
資本剰余金合計	150,000	150,000
利益剰余金		
その他利益剰余金	173,917	172,045
繰越利益剰余金	173,917	172,045
利益剰余金合計	173,917	172,045
株主資本合計	176,082	177,954
純資産の部合計	176,082	177,954
負債及び純資産の部合計	214,829	223,409

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		225,402		236,971
営業収益計		225,402		236,971
営業費用				
代行手数料		103,742		109,850
外注費		7,901		9,178
通信費		32,676		35,921
印刷費		14,755		10,142
広告宣伝費		2,089		1,736
諸会費		914		867
営業費用計		162,081		167,698
一般管理費				
給料手当	1	91,066	1	48,465
旅費交通費		812		12
地代家賃		7,886		7,886
減価償却費		55		4
租税公課		2,545		2,844
諸経費		7,356		7,228
一般管理費計		109,722		66,442
営業利益又は営業損失( )		46,401		2,830
営業外収益				
受取利息		1		1
雑収入		1		102
営業外収益計		3		103
経常利益又は経常損失( )		46,398		2,934
特別損失				
減損損失	2	1,923	2	476
特別損失計		1,923		476
税引前当期純利益又は税引前 当期純損失( )		48,322		2,458
法人税、住民税及び事業税		586		586
法人税等合計		586		586
当期純利益又は当期純損失 ( )		48,908		1,871

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	200,000	150,000	150,000	125,008	125,008	224,991	224,991
当期変動額							
当期純損失（ ）				48,908	48,908	48,908	48,908
当期変動額合計				48,908	48,908	48,908	48,908
当期末残高	200,000	150,000	150,000	173,917	173,917	176,082	176,082

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	200,000	150,000	150,000	173,917	173,917	176,082	176,082
当期変動額							
当期純利益				1,871	1,871	1,871	1,871
当期変動額合計				1,871	1,871	1,871	1,871
当期末残高	200,000	150,000	150,000	172,045	172,045	177,954	177,954

## 注記事項

### （重要な会計方針）

1. 固定資産の減価償却の方法  
有形固定資産  
建物附属設備について、定額法を採用しており、耐用年数は10年です。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### （未適用の会計基準等）

#### 収益認識に係る会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）

#### （1）概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は次の5つのステップを適用し認識されま

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約による履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

#### （2）適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

#### （3）当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

#### 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）

#### （1）概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
  - ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産
- また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

#### （2）適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

## (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

## (貸借対照表関係)

## 1 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む）（単位：千円）

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
建物附属設備	4,959	5,439
工具器具備品	997	997

## (損益計算書関係)

## 1 関係会社との取引（単位：千円）

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
出向者人件費親会社負担額	-	37,905
出向者人件費当社負担額	79,114	37,905

なお、出向者人件費親会社負担額については、親会社が負担しているものであり、当社損益計算書には計上されておりません。

## 2 減損損失

当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

場 所	用 途	種 類
本社(山口県下関市) 東京事業部(東京都中央区)	事業用資産	建物附属設備

当社は、投資運用業を行う単一の事業を行っており、全体を一つのキャッシュ・フロー生成単位としてグルーピングしております。

継続的に営業損失を計上しており、投資額の回収に時間を要す見込みであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額1,923千円（建物附属設備）を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しており、使用価値については将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引率の記載を省略しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

場 所	用 途	種 類
本社(山口県下関市) 東京事業部(東京都中央区)	事業用資産	建物附属設備

当社は、投資運用業を行う単一の事業を行っており、全体を一つのキャッシュ・フロー生成単位としてグルーピングしております。

投資額の回収に時間を要す見込みであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額476千円（建物附属設備）を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しており、使用価値については将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引率の記載を省略しております。



**（株主資本等変動計算書関係）**

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
普通株式	7,000株			7,000株	

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
普通株式	7,000株			7,000株	

**（金融商品関係）**

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金に限定しており、また資金調達については、借入によらず、株式の発行により行う方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、流動性リスクは僅少であります。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	153,817	153,817	
(2) 未収委託者報酬	52,059	52,059	
資産計	205,877	205,877	
(1) 未払金	23,740	23,740	
負債計	23,740	23,740	

当事業年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	150,067	150,067	
(2) 未収委託者報酬	63,822	63,822	
資産計	213,890	213,890	
(1) 未払金	29,528	29,528	
負債計	29,528	29,528	

## （注1）金融商品の時価の算定方法

## 資産

## （1）預金、（2）未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 負債

## （1）未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## （注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
敷金	7,490	7,490

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

## （税効果会計関係）

## 1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金（注1）	54,699	56,083
入会金否認	371	28
減価償却超過額	2,904	1,648
一括償却資産の損金不算入額	141	142
繰延税金資産小計	58,087	57,903
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注1）	54,669	56,083
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	3,413	1,820
評価性引当額小計	58,087	57,903
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金資産の純額	-	-

## （注1）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	-	56,083	56,083
評価性引当額	-	-	-	-	-	56,083	56,083
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳  
課税所得が発生していないため、記載を省略しております。

**（セグメント情報等）**

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

## 1. セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## (1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 地域ごとの情報

## 営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 有形固定資産

有形固定資産の全てが本邦に所在しているため、記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がないため、記載を省略しております。

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

## 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

## 1. セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## (1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 地域ごとの情報

## 営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 有形固定資産

有形固定資産の全てが本邦に所在しているため、記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がないため、記載を省略しております。

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

## 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

**（関連当事者情報）**

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株) 山口 フィナン シャルグ ループ	下関市 竹崎町	50,000	持株会社	(被所有) 直接90.0	出向者の 受入	出向者人件費 (注1)	79,114	未払費用	6,912

条件および取引条件の決定方針等

(注1) 出向契約に基づき、出向契約に係る人件費相当額を支払っております。

(注2) 上記取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株) 山口 フィナン シャルグ ループ	下関市 竹崎町	50,000	持株会社	(被所有) 直接90.0	出向者の 受入	出向者人件費 (注1)	75,811	未払費用	3,192

条件および取引条件の決定方針等

(注1) 出向契約に基づき、出向者人件費については、親会社及び当社が各50%負担しています。

(注2) 上記取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

## (2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及びその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社 を持つ会社	(株)山口銀行	下関市 竹崎町	10,005	銀行業		投信の販 売委託	投信販売 (注1)	47,818	未払代 行手数料	12,283
							預金(注2)	(平均残高) 186,545	預金	153,724
同一の親会社 を持つ会社	(株)もみじ 銀行	広島市 中区	10,000	銀行業		投信の販 売委託	投信販売 (注1)	24,217	未払代 行手数料	4,831
同一の親会社 を持つ会社	ワイエム 証券(株)	下関市 豊前田	1,270	金融商品 取引業		投信の販 売委託	投信販売 (注1)	27,061	未払代 行手数料	4,129
同一の親会社 を持つ会社	三友(株)	下関市 竹崎町	50	不動産業		事務所の 賃借	賃借料の支 払(注1)	7,490	敷金 前払費用	7,490 686
主要株主の 子会社	大和証券 (株)	東京都 千代田区	100,000	金融商品 取引業		出向者の 受入	出向者人件 費(注3)	432		
主要株主の 子会社	大和証券 投資信託 委託(株)	東京都 千代田区	15,174	投資運用 業		出向者の 受入	出向者人件 費(注3)	11,520		

1. 上記大和証券投資信託委託(株)は、2020年4月1日付けで、その商号を大和アセットマネジメント(株)に変更しております。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 一般的な取引と同様な条件で行っております。

(注3) 出向契約に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。

（注４） 上記取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	㈱山口銀行	下関市竹崎町	10,005	銀行業		投信の販売委託	投信販売(注1)	47,816	未払代 hands 手数料	12,963
							預金(注2)	(平均残高) 152,581	預金	149,784
同一の親会社を持つ会社	㈱もみじ銀行	広島市中区	10,000	銀行業		投信の販売委託	投信販売(注1)	22,680	未払代 hands 手数料	5,086
同一の親会社を持つ会社	ワイエム証券㈱	下関市豊前田	1,270	金融商品取引業		投信の販売委託	投信販売(注1)	33,488	未払代 hands 手数料	8,891
同一の親会社を持つ会社	三友㈱	下関市竹崎町	50	不動産業		事務所の賃借	賃借料の支払(注1)	7,490	敷金前払費用	7,490 686
主要株主の子会社	大和アセットマネジメント㈱	東京都千代田区	15,174	投資運用業		出向者の受入	出向者人件費(注3)	10,560		

取引条件および取引条件の決定方針等

（注１） 一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

（注２） 一般的な取引と同様な条件で行っております

（注３） 出向契約に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。

（注４） 上記取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 親会社に関する注記

親会社情報

㈱山口フィナンシャルグループ（東京証券取引所に上場）

### （1株当たり情報）

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	25,154.65円	25,422.07円
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（ ）	6,986.98円	267.42円

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

## 2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
当期純利益又は当期純損失( ) (千円)	48,908	1,871
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期 純損失( )(千円)	48,908	1,871
普通株式の期中平均株式数(株)	7,000	7,000

**(重要な後発事象)**

該当事項はありません。

## 中間財務諸表

## ( 1 ) 中間貸借対照表

( 単位 : 千円 )

	当中間会計期間 (2021年9月30日)
<b>資産の部</b>	
流動資産	
預金	149,402
前払費用	2,288
未収委託者報酬	84,641
未収収益	0
流動資産合計	236,332
固定資産	
有形固定資産	
建物附属設備	0
工具器具備品	0
有形固定資産合計	1 0
無形固定資産	
無形固定資産合計	-
投資その他の資産	
敷金	7,490
投資その他の資産合計	7,490
固定資産合計	7,490
資産の部合計	243,823

(単位：千円)

	当中間会計期間 (2021年9月30日)
<b>負債の部</b>	
流動負債	
預り金	547
未払金	40,707
未払代行手数料	39,215
その他未払金	1,491
未払費用	6,432
未払法人税等	3,735
未払消費税等	2,584
流動負債合計	54,006
負債の部合計	54,006
<b>純資産の部</b>	
株主資本	
資本金	200,000
資本剰余金	
資本準備金	150,000
資本剰余金合計	150,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	160,183
繰越利益剰余金	160,183
利益剰余金合計	160,183
株主資本合計	189,816
純資産の部合計	189,816
負債及び純資産の部合計	243,823



## ( 2 ) 中間損益計算書

( 単位：千円 )

	当中間会計期間 (自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日)	
営業収益		
委託者報酬		139,438
営業収益計		139,438
営業費用		
代行手数料		66,278
外注費		3,613
通信費		18,117
印刷費		6,165
広告宣伝費		749
諸会費		419
営業費用計		95,343
一般管理費		
給料手当	1	20,984
旅費交通費		17
地代家賃		3,943
租税公課		1,478
諸経費		3,403
一般管理費計		29,828
営業利益		14,266
営業外収益		
受取利息		0
雑収入		1
営業外収益計		2
経常利益		14,269
税引前中間純利益		14,269
法人税、住民税及び事業税		2,407
中間純利益		11,862

## ( 3 ) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	200,000	150,000	150,000	172,045	172,045	177,954	177,954
当中間期変動額							
中間純利益				11,862	11,862	11,862	11,862
当中間期変動額合計				11,862	11,862	11,862	11,862
当中間期末残高	200,000	150,000	150,000	160,183	160,183	189,816	189,816

**注記事項****（重要な会計方針）**

その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

**（中間貸借対照表関係）**

## 1 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む）

（単位：千円）

	当中間会計期間 (2021年9月30日)
建物附属設備	5,439
工具器具備品	997

**（中間損益計算書関係）**

## 1 関係会社との取引（単位：千円）

	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
出向者人件費当社負担額	20,984
出向者人件費親会社負担額	20,984

なお、出向者人件費親会社負担額については、親会社が負担しているものであり、当社損益計算書には計上されておりません。

**（中間株主資本等変動計算書関係）**

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計 期間末株式数	摘要
普通株式	7,000株			7,000株	

**（金融商品関係）**

当中間会計期間（2021年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	149,402	149,402	
(2) 未収委託者報酬	84,641	84,641	
資産計	234,043	234,043	
(1) 未払金	40,707	40,707	
負債計	40,707	40,707	

**（注1）金融商品の時価の算定方法****資産****（1）預金、（2）未収委託者報酬**

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

**負債****（1）未払金**

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

**（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品**

（単位：千円）

区分	当中間会計期間
敷金	7,490

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

**（セグメント情報等）**

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

**1. セグメント情報**

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

**2. 関連情報****（1）商品及びサービスごとの情報**

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が90%を超えるため、記載を省略しております。

**（2）地域ごとの情報****営業収益**

内国籍投資信託からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

**有形固定資産**

有形固定資産の全てが本邦に所在しているため、記載を省略しております。

**（3）主要な顧客ごとの情報**

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がないため、記載を省略しております。

**3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報**

該当事項はありません。

**4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報**

該当事項はありません。

**5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報**

該当事項はありません。

**（1株当たり情報）**

	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
1株当たり純資産額	27,116.64円
1株当たり中間純利益金額	1,694.57円

（注）1．潜在株式調整後1株当たり中間純利益額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2．1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
中間純利益（千円）	11,862
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純利益（千円）	11,862
普通株式の期中平均株式数（株）	7,000

**（重要な後発事象）**

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2021年11月30日

ワイエムアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 阿 部 與 直  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているYMアセット・優良米国株ファンドの2021年4月21日から2021年10月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、YMアセット・優良米国株ファンドの2021年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ワイエムアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認め

られるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

ワイエムアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

X B R L データは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

**独立監査人の監査報告書**

2021年6月21日

ワイエムアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

阿部 與直

**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているワイエムアセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワイエムアセットマネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**財務諸表に対する経営者及び監査役の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

**財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。



- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

X B R L データは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

**独立監査人の中間監査報告書**

2021年12月3日

ワイエムアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

阿部 與直

**中間監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の状況」に掲げられているワイエムアセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ワイエムアセットマネジメント株式会社の2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

**中間監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

**中間財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

X B R L データは監査の対象には含まれていません。